

歳末たすけあい低所得世帯

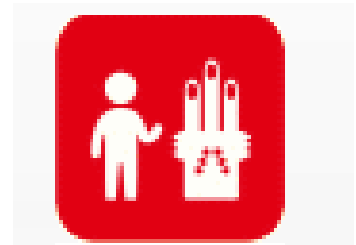
見舞金の申請がはじまります



★歳末たすけあい見舞金とは？

歳末たすけあい運動は、共同募金運動の一環として「みんなでささえあうあったかい地域づくり」をスローガンに、地域のみなさまや、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉関係者等の協力をいただきながら、誰もが地域で安心してあたたかいお正月を迎えることができるように支援するものです。

★見舞金配分の対象世帯（生活保護世帯は除く）



次の要件①②を満たし、市社協会長が認めた世帯

●対象 1

- ①市内に在住していること。（施設入所者等は除く）
- ②生活困窮な状態で、支援を必要としており、かつ世帯全員が平成 29 年度市県民税非課税の世帯

●対象 2

- ①市内に在住していること。（施設入所者等は除く）
- ②今年、生活困窮となり、特に援助を必要としている世帯（事故・病気・失業などの具体的事由による）

*世帯の判断は同一建物内の居住者は、同一世帯とみなします。

◆申請方法 ご本人からの申請が必要です。

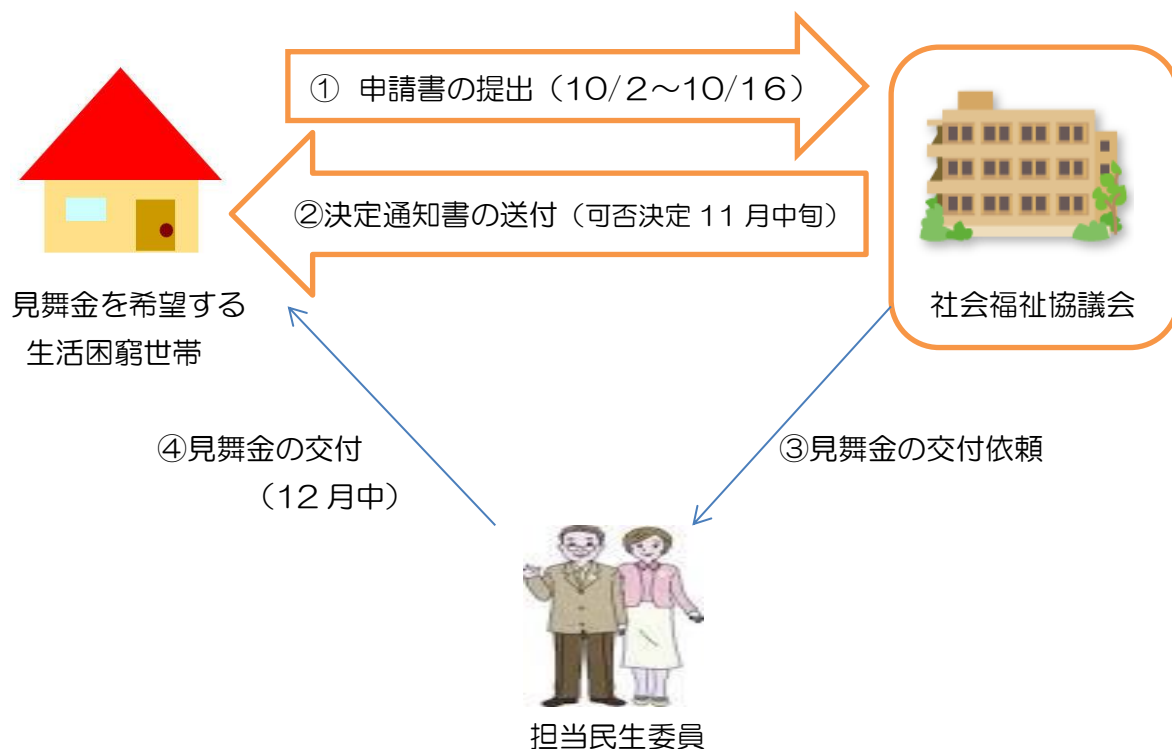
所定の申請書に記入のうえ、社会福祉協議会まで提出してください。

申請書は社会福祉協議会事務局またはお近くの公民館・各地域包括支援センターにあります。なお、お身体が不自由などの理由で、申請書が取りにいけない場合は、社会福祉協議会（0438-25-2089）までご連絡ください。

◆申請期間 平成29年10月2日(月)から10月16日(月)です。

(消印有効)

◆支給までの流れ



◆見舞金の額

その年度の募金額と支給決定者数を考慮して、決定します。

決定金額は、決定通知書に記載いたします。

問い合わせ

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会

管理係 萱野(かやの)

〒292-0834 木更津市潮見 2-9

電話 0438-25-2089 Fax0438-23-2615